

## 出雲市農業委員会（第3期）第34回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和8年(2026)5月25日(月)午後2時30分から午後3時30分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(20名)

大梶 泰男	岡田 征記	河原 昭紀	若槻 博美	持田 守夫
江角 昭夫	佐藤 文男	松本 尚幸	岸 勝	石飛 忠宏
今岡 充	八幡 みさこ	伊藤 猛	常松 守男	天野 明浩
勝部 守	立石 行雄	湯浅 道行	佐野 芳夫	嘉本 良市

4 欠席委員(4名)

松井 幸男 森山 亮二 伊藤 美樹 水 壯

5 提出議題

(1) 報告事項

報第122号 会長専決処分の報告

報第123号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第124号 農地法第3条の3の規定による届出について

報第125号 農用地利用集積等促進計画の認可について

(2) 議案審議

議第215号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第216号 非農地証明について

議第217号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第218号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第219号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第220号 令和8年度農業者年金加入推進活動計画について

会長あいさつ

## 6 議事

会長が総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。  
署名委員に23番嘉本良市委員、2番岡田征記委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。  
報告事項、報第122号会長専決処分の報告、報第123号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第124号農地法第3条の3の規定による届出について、報第125号農用地利用集積等促進計画の認可について、を一括して報告します。

議長 報第122号会長専決処分について、報告いたします。第33回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条2件、農地法第5条6件については、島根県農業会議第122回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の5月11日付けで許可決定しております。

議長 それでは、報第123号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

当舎副主任 それでは、報第123号について、ご説明いたします。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の1ページをご覧ください。今月は受付番号12番から18番の7件の通知がありました。内訳としては、3条により譲渡するため4件、転用のため2件、契約内容の変更のため1件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第124号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

当舎副主任 それでは、報第124号について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の3ページから5ページをご覧

ください。この届出の先月受付分は、受付番号16番から28番までの13件でした。権利の取得事由は、13件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号16番、24番について、備考欄に持分の記載がありますが、これは、記載の持分で農地を相続、取得されたものです。また、あっせん希望があった届出については、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、5月12日付けで通知を出しております。以上、報告いたします。

議長 続いて、報第125号農用地利用集積等促進計画の認可について、農業振興課打田課長補佐から報告をお願いします。

打田課長補佐 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構である公益財団法人しまね農業振興公社が、農地の貸借に係る権利の設定や移転、あるいは売買を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事から権限移譲を受けた出雲市長の認可を受けることとされています。今総会においては、4月30日付けで認可・公告した権利設定と、同じく4月30日付けで認可・公告した権利移転についてご報告いたします。まず、4月30日付けで認可・公告した権利設定について説明いたします。お手元の農用地利用集積等促進計画の表紙の裏をご覧ください。今回の権利設定の合計は513筆、501,134.79㎡で、このうち賃借権の設定が327筆、346,171㎡、使用貸借による権利の設定が186筆、154,963.79㎡です。また、新規の設定は、58筆で、50,485.68㎡、再設定が455筆、450,649.11㎡となっています。なお、賃借権の設定期間別の表が、真ん中の①の表となります。また、使用貸借による権利設定の期間別の表が、下の②の表となりますので、ご確認ください。各権利設定の詳細な内容につきましては、1ページから12ページに掲載していますのでご確認ください。このうち、12ページは所有者が不明な農地の案件であり、所定の手続きを経て、この度の権利設定となっています。なお、今回の権利設定は、耕作者は法人を含め25人、地権者は196人となっています。次に、4月30日付けで認可・公告した権利移転についてです。13ページに一覧を掲載しております。今回の権利移転は、4件、7筆で、合計5,785㎡です。以上、今回ご報告する促進計画の説明となりますが、すべての案件につきまして、県の基本方針及び県公社の事業規定に適合しており、また、権利の設定等を受けた者が、経営

する農用地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして認可したものでございます。以上、報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

議長 続いて、議案の審議を行います。議第215号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

当舎副主任 それでは、議第215号について、ご説明いたします。議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が13件、賃借権の設定が1件、合計14件の申請がありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから4ページをご覧ください。

受付番号21番について、譲渡人は、耕作不便のため、近隣に居住を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号22番、23番、24番について、いずれも譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号25番、26番について、いずれも譲渡人は、相手方の要望のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号27番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

受付番号28番について、譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

受付番号29番、30番について、いずれも譲渡人は、耕作不便のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号31番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号32番について、譲渡人は、高齢による労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号33番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

つづいて、賃借権設定の案件1件について、ご説明いたします。受付番号34番です。こちらは、基盤強化促進法での賃貸借契約が期間満了となり、

継続して農業経営を行うため、新たに3条での設定をするものです。権利の設定期間については3年間です。

以上、受付番号21番から34番については、5ページから8ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

議長 それでは、議第215号農地法第3条の規定による許可の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手多数と認めます。よって議第215号の案件を許可決定いたします。

議長 それでは、議第216号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事 それでは議第216号非農地証明の申請について説明します。議案書の9ページ及び説明資料1ページから9ページをご覧ください。今月は4件の申請がありました。

受付番号7番について説明いたします。説明資料1ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料2ページの現況写真をご確認ください。申請地は、長期間耕作がされず、草木が生い茂って原野の状態となっています。現地確認は5月12日に嘉本農業委員、吾郷勉推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号8番について説明いたします。説明資料3ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料4、5ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は5月13日に持田農業委員、和田森推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号9番について説明いたします。説明資料6ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料7ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、草木が生い茂って原野の状態となっています。現地確認は5月13日に持田農業委員、和田森推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号10番について説明いたします。説明資料8ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料9ページの現況写真をご確認ください。うち2筆は、長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。残りの1筆は、原野の状態となっています。現地確認は5月7日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

4件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議長 担当農業委員さんから補足をお願いします。嘉本委員さん補足はございますか。

嘉本委員 議席番号23番の嘉本です。受付番号7番の件につきましては、事務局からの説明があったとおりでございます。確認をさせていただきます。

議長 持田委員さん補足はございますか。

持田委員 議席番号4番の持田です。8番と9番の件ですが、事務局の説明のとおりで、補足はありません。

議長 石飛委員さん補足はございますか。

石飛委員 議席番号10番の石飛です。事務局とおりで、補足はございません。

議長 担当農業委員さんから補足もありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

議長 それでは、議第216号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第216号を承認いたします。

議長 次に、議第217号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事 それでは、議第217号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。今月は、6件の申請がありました。議案書は10ページ、参考資料は1ページから12ページをご覧ください。6月に開催予定の第123回常設審議委員会に諮問する予定の案件はありません。今月は説明案件はありません。

今月は追認の案件が2件あります。受付番号9番は、昭和46年頃から住宅の一部及び庭として利用していたものです。受付番号14番は、平成2年頃から農業用物置として利用していたものです申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号9番から14番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第217号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第217号の全案件を許可決定及び承認いたします。

議長 次に、議第218号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について及び関連がございますので、議第219号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡主幹 議第218号について、ご説明いたします。議案書の11ページから14ページ、説明資料の10ページから24ページ、参考資料の13ページから24ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が8件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が2件の合計11件の申請がありました。今月は、

6月に開催予定の第123回常設審議委員会に諮問する予定の案件が2件あります。

それでは、個別の案件についてご説明いたします。議案書11ページの受付番号17番です。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は塩冶町の畑6筆です。案内図は11ページです。転用目的は宅地分譲地です。面積は転用面積は2,532㎡、所要面積は2,973.08㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、宅地分譲地10区画を造成し、分譲する計画です。資金計画については、所要資金額が5,600万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

議案書11ページの受付番号20番です。説明資料の13ページ15ページをご覧ください。転用場所は下古志町の田3筆です。案内図は14ページです。転用目的は、社員用駐車場用地です。面積は、転用面積、所要面積ともに7,367㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で医療用機器の製造を行う法人です。業務拡張に伴う工場建設及び従業員増員により駐車場が不足することから、申請地を取得し、駐車場として利用する計画です。資金計画につきましては、所要資金額5億2,256万8千円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

議案書11ページの受付番号22番です。説明資料の16ページから18ページをご覧ください。転用場所は湖陵町板津の畑2筆です。案内図は17ページです。転用目的は太陽光発電所です。面積は、転用面積、所要面積ともに1,542㎡です。権利の種類は所有権の移転です。農地区分は第2種農地です。許可該当条項は農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、全国で太陽光発電施設事業を行っている法人です。この度、申請地を整備し、太陽光発電設備を設置、運用する計画です。資金計画については、所要資金額が、1,034万6千円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画で、証明を確認しています。

議案書12ページの受付番号24番です。説明資料の19ページから21ページをご覧ください。転用場所は斐川町神氷の田3筆です。案内図は20

ページです。転用目的は自動車置場用地です。面積は転用面積が1,358㎡、所要面積が1,411㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で自動車販売業を営む法人です。この度、申請地を取得し、自動車置場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が526万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

議案書13ページの受付番号25番です。説明資料の22ページから24ページをご覧ください。転用場所は、大社町北荒木の田1筆です。案内図は23ページです。転用目的は、駐車場用地です。面積は、転用面積、所要面積ともに1,271㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は農業者によって組織された組合です。この度、申請地を賃借し、支店統合に伴う工事関係車両の駐車場及び職員・来客用駐車場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が268万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。説明案件については以上です。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

また、追認案件については、議案書に表示しています。申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

つづいて、議第219号について、ご説明いたします。議案書は15ページ、説明資料は25ページから28ページをご覧ください。今月は、権利の移転設定を伴わない変更1件の申請がありました。それでは、個別の案件についてご説明いたします。議案書15ページの受付番号2番です。説明資料は25ページから28ページをご覧ください。転用場所は大社町菱根の畑1筆です。案内図は26ページです。転用目的は、診療所及び住宅です。面積は、転用面積、所要面積ともに600㎡です。農地区分は、第1種農地です。農地区分は第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内に居住する個人です。4月に転用許可を受けたが、住宅と診療所の配置を変更する計画です。資金計画については、3月の5条申請の際の融資の範囲内で対応される予定です。

以上、議第218号の11件及び議第219号の1件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

議長 それでは、議第218号及び議第219号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第218号及び議第219号の全案件を許可決定及び承認いたします。

議長 次に、議第220号令和8年度農業者年金加入推進活動計画について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

原主事 令和8年度農業者年金加入推進活動計画（案）について説明させていただきます。資料の17ページをご覧ください。すみつきかっこで囲んでいるところが令和7年度の実績ですので併せてご覧ください。それでは今年度の計画の内容をご説明します。

1. 今年度の加入目標人数から説明していきます。独立行政法人農業者年金基金は、令和5年度より「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」をスタートしています。この運動のもと島根県農業会議は、県内の市町村の加入推進目標を設定するようになります。出雲市農業委員会には、案のとおり新規加入の目標があげられています。そのため、1. 今年度の加入目標人数を3人としました。このうち20歳から39歳までの方を、2人、女性の方は2人を目標としています。

次に、2. 加入対象として働きかけをする目標人数について説明いたします。19ページ、20ページを併せてご覧ください。今年度の加入推進対象者は54人です。このうち20歳から39歳までの方は20人、女性の方は8人です。委員さんには担当地区の対象者の加入推進をお願いしたいと思えます。

3. 地区別加入推進班の整備につきましては、全ての農業委員さんを加入推進班員としています。加入推進の基本的な流れは、加入推進対象者を中心に、ご自身の担当地区で声掛けをしていただいで、加入の見込みがある方が

いらした場合は、事務局へご連絡ください。事務局職員でより具体的な内容の説明を行い加入の手続きを行います。

4. 加入推進対象者名簿の更新年月日については、ご覧のとおりです。加入推進対象者名簿の詳細については、先ほどと同じく19ページ、20ページをご覧ください。農業支援センターから、認定農業者・家族協定締結者等の農業の担い手となる方の情報をいただき調整をしたものです。名簿の見直しを行い、比較的就農期間が長く資金的にも余裕があるであろう40代の方と政策支援を受けることができる新規就農者を中心に掲載しております。地区によって人数に差がありますが名簿は適時更新しますので対象者がいない地区の委員についても加入推進ができそうな方がいらっしゃいましたら情報をいただければと思います。

5. 加入推進強化月間については、年度の後半に加入推進強化月間を2回設けるよう計画しました。加入推進活動をされた場合は加入推進記録簿や活動記録簿に記載の上報告していただきますようお願いいたします。

6. 個別訪問の実施計画についてです。加入対象者に対して、担当の農業委員さんにまず声掛けをお願いしたいと思います。先程説明いたしました加入推進対象者名簿の中に担当地区の方がいらっしゃる場合には積極的なお声かけをお願いいたします。加入意向があった場合はさらに事務局職員による訪問にて詳細な説明をする予定です。なお継続的な取組をお願いしたいので、秋に声をかけていただいた方に、再度冬にも声掛けをお願いするような計画にいたしました。

めくっていただき、7. 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画についてです。JAと事務局の打ち合わせをすでに実施しております。

8. 加入対象者に対する説明会等の実施計画をご覧ください。今年度も、農業支援センターが主催する青年等就農計画推進会議にて時間をいただき、新規就農者を対象に農業者年金制度の説明をさせていただきます。この会議は年に何度か開催されるもので、支援センターと連携をとり、新規就農者の加入推進にあたる予定です。

9. 啓発普及活動については、市広報誌『広報いずも』内の「農業委員会だより」に農業者年金のPR記事を掲載し、JA出雲地区本部および斐川地区本部内の各支店36店舗にパンフレットを置かせていただいています。

10. その他として、随時窓口での加入相談を行います。また、秋の加入推進強化月間の直前、9月頃に加入推進対象者名簿に掲載されている人に向けて年金額の試算表の送付を行います。

以上、令和8年度農業者年金加入推進活動計画の決定について説明は以上でございます。本年度は改選の年となりますので、本格的な活動の実施につ

いては、改選後の委員さんに行っていただくようになります。そのため、9月の改選期には、再度、新しい委員さん含めて、年金制度の説明を行う予定です。また、本日机に農業者年金の新しいパンフレットなどを置いております。1枚だけお配りしていますが追加してほしいという方は原までお声がけください。6月の合同会でも再度お配りする予定です。制度について詳しく説明するのは難しいと感じる方もいらっしゃると思うので、まずはパンフレットを渡して、農業者年金の存在を知ってもらい、詳しくは事務局へつないでもらっても構いません。よろしくお願いたします。以上です。

議 長       ご質問、ご意見はございませんか。

議 長       質問、意見は無いものと認めます。それでは、それでは、議第220号令和8年度農業者年金加入推進活動計画について、承認される方の挙手を求めます。

議 長       挙手全員と認めます。よって議第220号の案件を承認いたします。

議 長       これで予定していた議事は終了しました。  
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後3時30分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

長廻事務局長、山田次長、今岡主幹、大森副主任、當舎副主任、岡主事、原主事

農業振興課

打田課長補佐

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---